2　第三十九条の十七第四項及び第五項の規定は、法第六十六条の六第八項第一号に規定する政令で定める関係について準用する。

第三十九条の十八第十項中「第百五十条」を「第百四十七条」に改め、同条第十三項中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

19　法第六十六条の七第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令第三条の規定の適用については、同条第一項中「法第十条及び第十二条の二並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の七第十項」と、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」とあるのは「租税特別措置法」と、「、第十条及び第十二条の二」とあるのは「、第十条及び第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第十項」とする。

第三十九条の二十の二第一項第二号中「第三十九条の二十の四第六項」を「第三十九条の二十の四第八項」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

四　次条第十五項において準用する第三十九条の十七第三項に規定する部分対象外国関係会社に係る同項第一号イに規定する特定外国金融機関（同号イ(2)に掲げる外国法人に限る。）及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関（同号ロに掲げる外国法人に限る。）

第三十九条の二十の三第五項中「次項及び第九項」を「第七項及び第十項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十九条の十七」の下に「（第一項及び第二項を除く。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項第一号中「第三十九条の百二十の三第六項」を「第三十九条の百二十の三第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十二項」を「第十三項」に改め、「第三十九条の十五第一項」の下に「（第五号を除く。）」を、「若しくは第二項」の下に「（第十八号を除く。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三十九条の十四の三第二十項（二）を「第三十九条の十四の三第二十一項（二）に、「第三十九条の十四の三第二十項第二号」を「第三十九条の十四の三第二十一項第二号」に、「第十五項各号」を「第十六項各号」に、「第十五項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三十九条の十四の三第十五項（二）を「第三十九条の十四の三第十六項（二）に、「第十六項」を「第十七項」に、「第三十九条の十四の三第十五項第一号」を「第三十九条の十四の三第十六項第一号」に、「第三十九条の二十の三第六項各号」を「第三十九条の二十の三第七項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十六条の九の二第二項第四号ロに規定する政令で定める経営管理は、同号ロに規定する特定外国金融持株会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営管理とする。

第三十九条の二十の四第二十二項中「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「（法第四十条の七第六項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）」を「、法第四十条の七第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）又は法第六十八条の九十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）」に、「の合計額が」を「の合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に、「第三十九条の百二十の四第二十二項」を「第三十九条の百二十の四第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九条の十七の三第二十九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第三十九条の十七の三第二十七項」を「第三十九条の十七の三第二十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十九条の十七の三第二十六項」を「第三十九条の十七の三第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第三十九条の十七の三第二十五項」を「第三十九条の十七の三第二十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第三十九条の十七の三第二十二項及び第二十三項」を「第三十九条の十七の三第二十三項及び第二十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第十九項又は第二十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第三十九条の十七の三第十九項」を「第三十九条の十七の三第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第三十九条の十七の三第十六項」を「第三十九条の十七の三第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第三十九条の十七の三第十五項」を「第三十九条の十七の三第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第十四項及び第十五項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三十九条の十七の三第十四項」を「第三十九条の十七の三第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の十七の三第十三項」を「第三十九条の十七の三第十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三十九条の十七の三第九項又は第十項」を「第三十九条の十七の三第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十九条の十七の三第七項」を「第三十九条の十七の三第九項」に改め、同項第二号中「いう」を「いい、個人を除く」に改め、同号ロ中「前条第六項第一号」を「前条第七項第一号」に、「第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第二項第七号」に、「限る」を「限るものとし、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く」に改め、同項第三号中「第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第二項第七号」に、「が当該」を「（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）が当該」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三十九条の十七の三第七項」を「第三十九条の十七の三第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十九条の十七の三第三項」を「第三十九条の十七の三第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十九条の十七の三第二項」を「第三十九条の十七の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三十九条の十七の三第四項」を「第三十九条の十七の三第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「同項各号列記以外の部分」を「同条第二項第七号」に「いう。以下この条（第六項第三号」を「いい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条（第八項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第三十九条の十七の三第一項の規定は、清算外国金融関係法人（法第六十六条の九の二第六項に規定する清算外国金融関係法人をいう。次項及び第二十四項において同じ。）に係る法第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第三十九条の十七の三第一項中「同条第六項」とあるのは、「法第六十六条の九の二第六項」と読み替えるものとする。

2　第三十九条の十七の三第二項の規定は、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度（法第六十六条の九の二第六項に規定する特定清算事業年度をいう。第二十四項において同じ。）に係る法第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第三十九条の十七の三第二項中「同条第六項第一号から第七号まで」とあるのは、「法第六十六条の九の二第六項第一号から第七号まで」と読み替えるものとする。